

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第101号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の150</u>」とする。</p>
2	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第4条、第34条の2第1項及び第38条第2項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号。以下「任期付研究員条例」という。）」と、給与条例第34条の2第1項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与条例第38条第2</p>

項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の132.5」とあるのは「100分の150」とする。

項中「100分の120」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の152.5」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成25年4月1日から施行する。